

平成27年6月26日

# 株 主 各 位

姫路市大津区勤兵衛町4丁目1番地

## 虹 技 株 式 会 社

代表取締役社長 堀 田 一 之

### 第110回定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、本日開催の当社第110回定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議されましたのでご通知申し上げます。

敬 具

#### 記

- 報 告 事 項
1. 第110期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第110期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）計算書類の内容報告の件  
本件は、上記の内容を報告いたしました。

#### 決 議 事 項

- 第 1 号 議 案 剰余金の処分の件  
本件は、原案どおり承認可決され、期末配当金は1株につき5円と決定いたしました。
- 第 2 号 議 案 定款一部変更の件  
本件は、原案どおり承認可決されました。  
変更の内容につきましては、後記定款新旧対照表をご参照ください。
- 第 3 号 議 案 取締役6名選任の件  
本件は、原案どおり堀田一之、西川 進、谷岡 宗、松本智汎の4氏が再選され、山本幹雄、岩崎和文の両氏が新たに選任され、それぞれ就任いたしました。
- 第 4 号 議 案 監査役3名選任の件  
本件は、原案どおり日置善弘、鈴木克明、松山康二の3氏が新たに選任され、それぞれ就任いたしました。

以 上

## 定款新旧対照表

(下線部は変更部分を示します。)

旧 定 款	新 定 款
<p>第1条～第27条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">&lt;新 設&gt;</p>	<p>第1条～第27条 (現行通り)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p><u>第28条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
<p>第28条～第35条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">&lt;新 設&gt;</p>	<p>第29条～第36条 (現行通り)</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p><u>第37条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
<p>第36条～第38条 (条文省略)</p>	<p>第38条～第40条 (現行通り)</p>

## 役員人事についてのお知らせ

本定時株主総会終了後開催の取締役会において、代表取締役および役付取締役の選定ならびに執行役員の選任がなされ、それぞれ就任いたしました。この結果、平成27年6月26日における当社の取締役、監査役、執行役員は、次のとおりとなりました。

### <取締役・監査役>

取締役社長 (代表取締役)		堀田 一之
常務取締役	(開発部長兼新素材部長および資材部、技術部、機械事業部、 環境装置事業部、ソーラー事業グループ担当)	西川 進
取締役	(経理部長および総務部、人事部、 情報システムグループ担当)	谷岡 宗
取締役	(海外事業室長)	松本 智汎
取締役(新任)	(大型鋳物事業部長および風土改革担当)	山本 幹雄
取締役(新任) (社外取締役)		岩崎 和文
常勤監査役(新任) (社外監査役)		日置 善弘
監査役(新任) (社外監査役)		鈴木 克明
監査役(新任) (社外監査役)		松山 康二

### <執行役員>

執行役員	(資材部長兼機械事業部および環境装置事業部統括部長)	水田 敏弘
執行役員	(鉄鋼事業部長)	中谷 俊保
執行役員	(人事部長兼総務部長)	井上文男
執行役員	(デンスパー事業部長)	片桐 康晴
執行役員	(小型鋳物事業部長)	萩野 豊明

以上

## 第110期期末配当金のお支払いについて

1. 第110期期末配当金は、同封の「第110期期末配当金領収証」によりお支払いいたしますので、お近くのゆうちょ銀行全国本支店および出張所ならびに郵便局（銀行代理業者）で払渡期間内（平成27年6月29日から平成27年7月31日まで）にお受け取りください。
2. 銀行振込ご指定の方には、「配当金計算書」および「お振込先について」を同封いたしますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。（株式数比例配分方式を選択された場合の配当金のお振込先につきましては、お取引の口座管理機関（証券会社）へお問い合わせください。）
3. 「配当金計算書」は、租税特別措置法の規定に基づき作成する『支払通知書』を兼ねております。確定申告を行う際に添付資料としてご利用いただけますので、確定申告をされる株主様は、大切に保管してください。

## NISA口座における上場株式の配当金等受取方式に関する注意事項

NISA口座で買付けた上場株式の配当金等を非課税とするためには、証券会社で配当金等を受け取る「株式数比例配分方式」かぶしきすうひれいはいぶんほうしきに変更する必要があります。いま一度、お取引先の証券会社にご確認ください。

○「株式数比例配分方式」を選択される場合⇒非課税になります！

- ・証券会社で、いったん「株式数比例配分方式」を選択されると、同一の証券会社や他の証券会社の**特定・一般口座で保有されている全ての上場株式の配当金等についても、自動的に「株式数比例配分方式」が選択されます**（証券会社ごとに異なる受取方式は選択できません）。
- ・「株式数比例配分方式」によって上場株式の配当金等を受け取られる場合には、**保有銘柄の配当基準日までに、手続を終了しておく必要があります**。この手続に要する日数は、証券会社によって異なりますので、お取引先の証券会社にお問い合わせください。
- ・平成21年1月の株券電子化に当たって、信託銀行などに開設された「**特別口座**」に上場株式がある場合などは、「株式数比例配分方式」はご利用いただけません。「特別口座」の具体的な手続については、下記のお問合わせ先にご相談ください。

以上

~~~~~  
[お問合わせ先：株主名簿管理人・特別口座の口座管理機関]

〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

☎ 0120-782-031（フリーダイヤル） 土・日・祝日を除く 9：00～17：00